

北杜市立甲陵中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある。よって、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていかななければならない。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、北杜市立甲陵中学校（以下、本校と記す）におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確認、対応に当たる。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととする。

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
スクールカウンセラー

事案により柔軟に編成する。
必要に応じて適切な専門家を加える。

2 いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

定例のいじめ対策委員会は、各学期に1回程度開催する。
いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出せるよう努めていきたい。

<生徒に対して>

- 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・思いやりの心や、生徒一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員として>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、全校集会等において「いじめ問題」に関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会として取組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳・特別活動等の授業公開、PTA総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 . 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながっていく。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に

感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つように努めていく必要がある。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組んでいく。

また、生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めていく。

早期発見のための手だて

アンケート調査

- ・各学期に1回程度実施する。

個人ノート、生活ノート、日記

- ・「生活ノート」を通して、生徒と担任との意思疎通をはかる。

個人面談

教育相談

日々の観察

保健室の様子

本人からの相談

友人からの相談

周りの友達からの相談

保護者からの相談

地域の方からの相談

早期の解決を

- ・教員が気づいた、或いは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 , いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を

置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、ただちに該当となるいじめを止めさせるとともに、「いじめ防止対策委員会」構成員を含む関係職員に報告する。報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、いじめに係わる関係者に適切な指導を行う。

< 重大な事案が発生した場合 >

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

「いじめ防止対策委員会」を母体に、専門家等を加えて組織する。

(2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

(4) 調査結果を北杜市教育委員会に報告

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・ 必要な情報の提供
- ・ 生徒や保護者へのカウンセリング
- ・ 安心して学習を受けられる場の保障 等

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめの事案に係る情報の提供
- ・ 生徒や保護者へのカウンセリング
- ・ 別室での学習の場の設定
- ・ 状況により出席停止の措置
- ・ 警察等関係機関との連携 等

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめの事案に係るアンケート調査等の実施
- ・ 心のケア等、落ち着いた学校生活復帰への支援
- ・ 道徳教育をはじめ、全教育活動を通しての人権教育の徹底
- ・ 教師の教育的配慮の下でのいじめに対する毅然とした対応

6 ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット掲載情報の削除及び交流窓口の閉鎖を指導
- ・ 保護者と連携し、携帯電話やインターネット利用の決まり・制限等を遵守させる対応

6 . その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

生徒と向き合う時間を確保する。

4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることを願います。

(別表) いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会義	いじめ対策委員会	保護者会等で啓発		人権教室	教員研修	いじめ対策委員会
事案発生時に、緊急対応会議の開催						
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
		ネット犯罪防止教室				
早期発見		Q-U調査	いじめアンケート	教育相談機関		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会義						いじめ対策委員会
事案発生時に、緊急対応会議の開催						
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
			人権教室	保護者アンケート(学校評価)		
早期発見			いじめアンケート 教育相談機関	Q-U調査		教育相談機関